



卒「遊び」

事務局長 長田 朋久



平成24年8月10日、ご案内の通り、参議院で「子育て関連3法案」が可決・成立した日です。その意味では、平成24年度は、保育業界・幼稚園業界にとって非常に大きな転換期（ターニングポイント）を迎えた年になったかもしれません。

当然、ここに至るまで、国において3年以上の長期にわたっての議論の末であり、昨日・今日の思いつきで、この法案が示されたわけではありません。しかしながら、平成22年9月から平成24年1月まで行われた、この子ども・子育て検討会議の議論における幼稚園関係者等の発言には、驚きを隠し得ませんでした。あたかも幼稚園は教育をし、保育園では教育を行っていないとも取れる発言です。私流の解釈をすれば、後に冷静になって議論を読み直し、学校教育法における「学校教育」を、保育園は「法律上」行っていないと言いたかったのではないかとポジティブに捉えることとしました。確かに児童福祉法の中には、保育園で「教育」を行うとはどこにも書いていません。しかし現行の厚生労働大臣告示による保育所保育指針では、「養護と教育を一体的に行う」と定義されています。もちろん現場の我々は保育園において、園児たちに「教育」を一切行っていないという園はどこにもないだろうと思っています。逆に幼稚園以上に教育に力を入れているという園も少なくはないのではないのでしょうか。

しかし、一方で、ふと、一般の方々はどう思っているのだろうか。幼稚園の保護者たちは知っているか？保育学生以外のその他大勢の学生たちは？子育てを未だ経験していない若者たちは？高齢者の世代は？マスコミは？現状の保育園で厳然とした「教育と同じこと」（＝保育と言いたいのですが）が行われているということを知っているのだろうか？ましてや、保育園の保護者たちにも「教育」という言葉を使って、「保育園では教育をしています」という説明を我々はしてきたでしょうか？得てして保育園関係者には「教育」という言葉に対する違和感をお持ちの方を、私を含めて複数お会いしていることは承知の上で、他方、未だにごく少数、保育園＝託児施設という認識を持っている保育園見学の保護者の方々に遭遇すると、我々自身の情報発信の弱さを思い知らされる事もあります。「教育」という言葉の持っている意味や概念、「学校教育」との違い、「教える」という考え方と「育ちを支える」という考え方との相違などはさて置いても、この現実を打破するために、まずはやれることから始めてみよう、と思い立ち、考えついたことが「卒・遊び」でした。

私の園では昨年、保護者へのお手紙、保育日誌、保育計画など、あらゆるものから「遊び」という「言葉」を排除してみようという提案を行い、職員がみんな共感してくれて取り組んでいます。一般の保護者（大人）にとって「遊び」という言葉から連想するイメージはどのようなものなんだろう。「パチンコ・競馬」「ゴロゴロしてる」「ゲームしてる」どれも、あまりいいイメージではありません。当然、国家資格である「保育士資格」を持っている我々は、学校のときから「幼児の遊びは一生懸命である」「遊びは学びである」「幼児は遊びが生活である」「遊びの中から様々な事を体験的に獲得している」などの知識を得ているため、何の違和感もなく「遊び」という「言葉」を「専門用語」として使っているのですが、それを読んだり聞いたりしている専門的知識のない保護者や世間の人たちは、自分の持っている「遊び」というイメージで解釈してしまっているのではないかとこのことなのです。保育園という集団保育のプロ集団が、専門家として使う用語としては、保護者に誤解を与えるような言葉をできるだけ排除したいという思いから、「遊び」という言葉を卒業し、「ままごと遊び→ままごと活動」「粘土遊び→粘土活動」「自由遊び→自由活動」「園庭遊び→園庭活動」など全て「活動」という言葉に置き換えて現在保育に当たっています。少しでも一般の方々に、保育園は子どもを遊ばせているというイメージではなく、一般の方々の感覚の「教育」をしているという印象を持ってもらうための第一歩とするために。（乱筆乱文をお許し下さい。）